東京都自然公園条例施行規則 (平成十四年東京都規則第百二十七号) 新旧対照表 (抄)

下としないことでは、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以近、耐震性貯水槽又は防火用貯水槽を地下に設ける場合におい	としないこと。	一及び二 (現行のとおり)第五十四条 (現行のとおり)(占用に関する制限)	第五十三条 (現行のとおり) 二 (現行のとおり) 一 削除	第五十二条 (現行のとおり) (物件等) (現行のとおり) 目次 (現行のとおり)	改正案
、原則と	頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としな四 水道施設、下水道施設を地下に設ける場合においては、その正と。 こと。 と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないと地面との距離は、原則として一・五メートル以下としない と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としない こ 通路、鉄道 (駅を含む。以下同じ。)、公共駐車場その他こ	一及び二(略)第五十四条(略)(占用に関する制限)	第五十三条 (略) ニ (略) 二 (略) 二 (略) ニ (略)	第五十二条 (略) 第一条から第五十一条まで (略) 目次 (略)	現行

- は、原則として三メートル以下としないこと。を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離へ一発電施設、蓄電池、河川管理施設、変電所又は熱供給施設
- と。 路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこ路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこおいては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の七 橋又は道路、鉄道若しくは軌道を園路の上に設ける場合に
- 平方メートル以内であること。
 メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十八、警察署の派出所又は公害観測施設の建築面積は三十平方
- 第五十五条から第六十九条まで(現行のとおり)に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

太陽電池発電施設を設ける場合においては、

既設の建築物

別表第一及び別表第二

(現行のとおり)

の距離は、原則として三メートル以下としないこと。ハー変電所を地下に設ける場合においては、その頂部と地面と

メートル以内であること。ートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十平方ートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は三十平方メ警察署の派出所及び公害観測施設の建築面積は三十平方メ

別表第一及び別表第二 (略) 第五十五条から第六十九条まで (略)

別表第三(第四十六条関係)

東京都立八丈植物公園売	売店東京都立大島公園第二号	名称	一建物の使用料	東京都立多幸湾公園	東京都立羽伏浦公園	東京都立奥多摩湖畔公園	東京都立小峰公園	東京都立八丈植物公園	東京都立大島公園	名称	一土地の使用料
月	月	単位		(現行のとおり)	(現行のとおり)	一平方メートル一月	一平方メートル	一平方メートル	(現行のとおり)	単位	
		使用料))	月	月	月)		
七千五百円	二万二千四百円	· 14		(現行のと	(現行のと	十三円	九十円	三十二円	(現行のと	使用料	

別表第三 (第四十六条関係)

_
土地
0
使用
料

単 位
(略)
(略)
一平方メートル一月
一平方メートル一月
一平方メートル一月
(略)

名称	単位	使用料
売店東京都立大島公園第二号	一月	二千六百円
店東京都立八丈植物公園売	一月	八千四百円

店

								1	別
		電線		管:	管、ガス下 水道管、	標識	電柱	種 別	別表第四(年
	電地線下	電線	上のもの	トル未満の1	外径四十		本柱、支		(第五十六条関係)
のト上ーセ外 もルートン径 の未メルチ四 満 以メ十	満 トセ外 インチャン・カートル インチャン・カール インチャン・カー イン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・		ハートル以	個のものより	ートル未満のもの外径四十センチメ		支柱、支線		条関係)
	ル 一 月	トードー			ルーメート	一本一月	一本一月	単位	
四 十 五 円	十 八 円	(現行のと	九十一円	四 十 五 円	十八円	七十二円	百円円	市日用料	
<u>二</u> 円	一 円	とおり)	<u>四</u> 円	三円	一 円	三円	四円	村村	
		垂		管:	等下水	趰	뤃	垂]別
		電線		H .	管、ガス 水道管、	標識	電柱	種 別	別表第四
	電 地線下	電線	上のもの	トー外ルト径	ト径ル四		本柱、		第五十
のト上 トセ外 もルートン径 の 未メルチ四 満 ー 以メナ	満 トレ 外 の トレチ 子 の 未 メ		ものとトル以	「ル未満のもの ―トル以上一メー メー	ートル未満のもの外径四十センチメ		支柱、支線		(第五十六条関係)
		- X - N			ルー ーメ 月 ト	一本一月	一本一月	単位	
四 十 八 円	十九円	(略)	九十六円	四 十 八 円	十九円	七十六円	百七円	市出料	
二円	_	(略)	<u>四</u> 円	二円	_	11	四	町村	

の臨時的な占用写真撮影のため「写真撮影	写真撮影のための常時占用	設で、気象又は土地の観測施	高架の占用物件	地下部分	地下の占用物件地上露出	公衆電話所	箱 郵便差出箱及び信書便差出	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	上のものもの
時間	台一月 機 一	月 一 ト平 ル方 ーメ	月 一 ト平 ル方 ーメ	月	一 	月 一 箇 所 一	月 一 箇 所 一	月 一 箇 所 一	月 一 ト平 ル方 ーメ	
	七百	九 十 一 円	四 十 五 円	四十五円	九 十 一 円	九 十 一 円	三十六円	九 十 一 円	九十一円	九 十 一 円
十 円	七百二十八円	<u>四</u> 円	二円	二円	四円	四円	一円	四円	四 円	四 円
の臨時的な占用写真撮影のため写真撮影	写真撮影のための常時占用	設で、気象又は土地の観測施	高架の占用物件	地下部分	地下の占用物件地上露出	公衆電話所	箱 郵便差出箱及び信書便差出	変圧塔、マンホールの類	鉄塔	上 ト と の も の 以 メ
———— 市 間	台一月機一	月 一 ト平 ル方 ーメ	月 一 ト平 ル方 ーメ	月	ーー ト平 ル方 ーメ	月一箇所一	月一箇所一	月一箇所一	月 一 ト平 ル方 ーメ	
	七百	九十六円	四十八円	四十八円	九十六円	九十六円	三十八円	九十六円	九十六円	九十六円
十二円	七百六十八円	四 円	二円	二円	<u>四</u> 円	四円	一円	四円	四 円	四 円

別記第一号様式から第五十二号様式まで付記(現行のとおり)		その他の占用	
から第五十二とおり)	場合他の	集会等	撮 デオの ア マ で で 及 び ア か の で テ
一号様式まで		とおり) (現行の	
(現行のとおり)	(現行のと	(現行のと	千 百
とおり)	とおり)	とおり)	千百三十七円
別記第一号様式付記(略)		その他の占用	
別記第一号様式から第五十二付記(略)	場合		撮影でである。
別記第一号様式から第五十二号様式まで付記(略)	場合その他の		撮影オの映画、テ
別記第一号様式から第五十二号様式まで(略)付記(略)	場合	集会等	撮影・ビデオの・映画、テ